

豊見城市立伊良波中学校いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法(以下、いじめ防止法)第13条により、伊良波中学校の全ての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等に向けての基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係にある者から心理的・物理的（インターネットを通じて行われるのものも含む）な攻撃を受けたことにより精神的苦痛を感じているもの」である。いじめの様態には、次のようなものがある。

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ②仲間はずれ、手段による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる。

(2) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

(3) いじめの防止等のための基本姿勢

いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養い全ての生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組む。

また、学校、家庭、市教育委員会、その他の関係者の連携のもと、いじめの防止、早期発見、早期解決、さらにその再発防止に努める。

全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる、学校生活づくりに取り組む。いじめ防止等のための基本姿勢のポイントを以下に示す。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ・学級経営・学年経営・教科指導・道徳教育・特別活動・人権教育
 - ・体験活動・読書活動・部活動等課外活動の充実
- ③いじめの早期発見のために、定期アンケート等、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ問題に取り組む校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめの未然防止並びに再発防止等に関する措置を実効的に行うために、「生徒指導指導委員会」と「教育相談委員会」を核に、PTA役員、学校評議員、いらはの会、あにきの会の代表等を加え、本校のいじめ防止対策委員会を組織する。

(2) 委員会の構成

①生徒指導委員会(週1回開催)

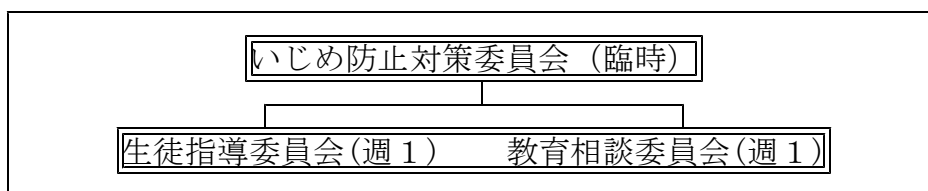
校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、こころの相談員、
スクールソーシャルワーカー、自立支援教室コーディネーター

②教育相談委員会(週1回開催)

校長、教頭、教育相談担当、学年教育相談担当、こころの相談員、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、自立支援教室コーディネーター

③いじめ防止対策委員会(臨時)

生徒指導委員会と教育相談委員会の構成員と、PTA役員、学校評議員、その他専門的な知識を有するもので構成する。



いじめ防止等に係る校内組織

(3) 活動

生徒指導委員会、教育相談委員会、いじめ防止対策委員会が、いじめの防止、早期発見、早期解決、さらにその再発防止に向け、互いに連携して次の活動を行う。また、重大事態が発生し、警察等外部機関との連携が必要になった場合や、マスコミ対応等が必要となった場合は、学校長はいじめ対策委員会を臨時開催して適切に対応する。

①いじめ等への対応方針の決定。

②いじめ防止基本方針にかかる点検、見直し。

③定期・緊急アンケートの実施と実態調査。

- ・年間計画の企画と実施

- ・いじめアンケート・学校生活アンケート・QUテスト・学校評価・緊急アンケート

- ・定期教育相談(年3回)・定期三者面談(家庭訪問含)

④いじめ防止にかかる啓発活動ならびに、いじめを許さない学校の雰囲気醸成。

⑤問題行動、学校生活不適應等を有する生徒について、現状や指導についての情報交換、及び対応策や共通実践についての協議。

⑥生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備。

⑦インターネットを通じて行われるいじめを防止する啓発活動の実施

⑧地域、家庭と一体となった取組の推進に向けて、いじめの問題への取組の重要性について普及啓発。

⑨学校評価等によりいじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価

と合わせ、その結果を公表。

2 いじめ問題に取り組む校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめの未然防止並びに再発防止等に関する措置を実効的に行うために、学校におけるいじめ防止対策の中核を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめ防止対策委員会は、「生徒指導指導委員会」と「教育相談委員会」とし、その開催は、毎週1回を原則に、学校長判断で必要に応じて臨時委員会を開催する。

(2) 委員の構成

①生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、心の相談員、スクールソーシャルワーカー、自立支援教室コーディネーター

②教育相談委員会

校長、教頭、教育相談担当、学年教育相談担当、心の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、自立支援教室コーディネーター

③臨時委員会は、上記の構成委員に必要なに応じてPTA役員、学校評議員、その他専門家を加える。

(3) 活動

①いじめ等への対応方針の決定。

②いじめ防止基本方針にかかる点検、見直し。

③定期アンケートの実施と実態調査。

- ・年間計画の企画と実施
- ・いじめアンケート・学校生活アンケート・Q Uテスト・学校評価・緊急アンケート
- ・定期教育相談(年3回)・定期三者面談(家庭訪問含)

④いじめ防止にかかる啓発活動ならびに、いじめを許さない学校の雰囲気醸成。

⑤問題行動、学校生活不適応等を有する生徒について、現状や指導についての情報交換、及び対応策や共通実践についての協議。

⑥生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備。

⑦インターネットを通じて行われるいじめを防止する啓発活動の実施。

⑧地域、家庭と一体となった取組の推進に向けて、いじめの問題への取組の重要性についての普及啓発。

⑨学校評価等によりいじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果の公表。

(4) いじめに対する措置

①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる。

- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤重大事態の発生時には、教育委員会の助言を受け、市教育委員会、豊見城警察署の他、弁護士、心理士等の専門家及び必要な関係機関を委員会に加えて対応にあたる。
- ⑥教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、豊見城市教育委員会に速やかに報告する
- ②教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

4 いじめ防止等にかかる取り組みの検証と評価

いじめ防止法第34条の規定により、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめ早期発見、いじめの再発を防止するための取り組みについて適正に行うようにする。特に、いじめの問題を取り扱う学校評価においては、日頃からの生徒理解、未然防止早期発見、いじめが発生した際の問題に迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等が評価されるようにし、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。

いじめ防止にかかる評価は、以下の観点についてその項目を工夫する。

①いじめ防止及びいじめの早期発見の取り組み状況

在籍する生徒に対する定期的な調査の実施状況、在籍する生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめにかかわる相談を行う事ができる体制など

②いじめへの対処の取り組み状況

いじめの訴えがあったと場合の事実確認と市教育委員会への報告状況、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援状況、いじめを行った生徒の保護者にたいする助言状況など

③組織的体制の機能と組織的取り組みの状況

いじめ防止委員会の活動状況、今日諸君の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携の取り組み状況など

平成26年 3月策定

平成28年 2月改定

<重大事態対応フロー図>

報

いじめの疑いに関する情報

- 「いじめ防止対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実確認を行い、結果を市教育委員会へ報告（調査の結果、「無い」と判断した場合でも報告を行う）

重大事態の発生

- 市教育委員会に重大事態の発生を速やかに報告 ※市教委から市長(総務課)に報告
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する)
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する

学校が調査主体の場合 市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

学校に、重大事態の調査組織を設置

- ※組織構成について、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又特別利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ※第22条に基づく「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて市教委の助言を受け、適切な専門家を加える。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※たとえ学校側に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ※これまで校内で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告に努める)
- ※関係者の個人情報に十分配慮。但し、個人情報保護をたてに説明を怠るようなことをしない。
- ※得られたアンケート、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明等を充分行う。

調査結果を市教育委員会に報告 ※市教委から市長(総務課)に報告

- ※いじめを受けた生徒又その保護者が希望する場合に、いじめを受けた生徒又その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置